

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

○宮城県県税条例等の一部を改正する条例

(税 務 課)

一

ページ

条 例

宮城県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十八号

宮城県県税条例等の一部を改正する条例

(宮城県県税条例の一部改正)

第一条 宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項中「数量」の下に「(第一号又は第二号の場合にあつては、当該消費に係る軽

油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽

油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第五号の場合にあつ

ては、第二百二条の十七第一項第一号又は第二号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡

に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれて

いるときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する

部分の軽油の数量を控除した数量とする。」を加える。

附則第七条の三第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則第十条第六項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二の四第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第三項及び第五項、附則第十一条の二第二項から第三項まで並びに附則第十一条の

九中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の十二第二項から第三項までの規定中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月

三十一日」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第四条の十一第十四項」を「第

四条の十一第十一項」に、「第四条の十一第十五項」を「第四条の十一第十二項」に改め、「車両総

重量」の下に「(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。)」を、「トラック」

の下に「(法施行規則附則第四条の十一第九項に規定する被けん引自動車を除く。)」を加え、「道路

運送車両法」を「同法」に、「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突

突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項において「衝突被害軽減制御装置」と

いう。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の十一

第八項に規定するもの」に、「第四条の十一第十三項」を「第四条の十一第十項」に、「令和七年三

月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第四条

の十一第十六項」を「第四条の十一第十三項」に改め、同項を同条第五項とする。

(宮城県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 宮城県県税条例等の一部を改正する条例(令和六年宮城県条例第四十五号)の一部を次のよ

うに改正する。

附則第五項中「又は同号ロ」を「若しくは同号ロ」に改め、「有しないもの」の下に「又は前事

業年度にこの項の規定の適用を受けた法人(八年新条例第三十八条第一項第一号ロ(八年新条例附

則第九条の四の規定により読み替えて適用する場合を除く。)に規定する所得等課税法人以外の法

人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外

の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(軽油引取税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の宮城県県税条例第九十九条第一項(第一号、第二号及び第五号に係

る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油

引取税について適用し、この条例の施行の日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税に

ついては、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 令和六年四月三十日までに取得された第一条の規定による改正前の宮城県県税条例附則第十一条

の十二第四項及び第五項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお

従前の例による。